

昭和四十七年八月招集

第二回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日	時	場	所	出席議員	出席議員	欠席議員	出席説明員	出席事務局職員	議事日程	開會	議長の報告	會議録署名議員の指名	会期の決定	賛成議員の撤回	提案理由の説明	報告第三号	議案第五十四号	議案第六号、修正案	議案第七号	閉會	本日の會議に付した事件
.....
				一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	三	三	三	六	一八	二三	二四	二四

一、昭和四十七年八月十日(木曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十九名

一 谷	吉田 勇治郎	二 番	林
三 番	流山 源次郎	四 番	鈴木 豊
五 番	近藤 好雄	六 番	栗原 一雄
七 番	渡辺 昭夫	八 番	石井 武敏
九 番	辻田 実	〇 番	渡辺 軍治郎
一 番	山本 昇	一 番	藤田 益治
二 番	五十嵐 昇	二 番	伊賀 多朗
三 番	和田 一郎	三 番	伊賀 多朗
四 番	宮野 敏朗	四 番	伊賀 多朗
五 番	宮野 敏朗	五 番	伊賀 多朗
六 番	宮野 敏朗	六 番	伊賀 多朗
七 番	宮野 敏朗	七 番	伊賀 多朗
八 番	宮野 敏朗	八 番	伊賀 多朗
九 番	宮野 敏朗	九 番	伊賀 多朗
一〇 番	宮野 敏朗	一〇 番	伊賀 多朗
一一 番	宮野 敏朗	一一 番	伊賀 多朗
一二 番	宮野 敏朗	一二 番	伊賀 多朗
一三 番	宮野 敏朗	一三 番	伊賀 多朗
一四 番	宮野 敏朗	一四 番	伊賀 多朗
一五 番	宮野 敏朗	一五 番	伊賀 多朗
一六 番	宮野 敏朗	一六 番	伊賀 多朗
一七 番	宮野 敏朗	一七 番	伊賀 多朗
一八 番	宮野 敏朗	一八 番	伊賀 多朗
一九 番	宮野 敏朗	一九 番	伊賀 多朗
二〇 番	宮野 敏朗	二〇 番	伊賀 多朗
二一 番	宮野 敏朗	二一 番	伊賀 多朗
二二 番	宮野 敏朗	二二 番	伊賀 多朗
二三 番	宮野 敏朗	二三 番	伊賀 多朗
二四 番	宮野 敏朗	二四 番	伊賀 多朗
二五 番	宮野 敏朗	二五 番	伊賀 多朗
二六 番	宮野 敏朗	二六 番	伊賀 多朗
二七 番	宮野 敏朗	二七 番	伊賀 多朗
二八 番	宮野 敏朗	二八 番	伊賀 多朗
二九 番	宮野 敏朗	二九 番	伊賀 多朗
三〇 番	宮野 敏朗	三〇 番	伊賀 多朗
一、欠席議員 一名			
二三 番	菊井 敏博		
一、出席説明員			
市長	本間 謙	助役	島山 伝
収入役	高木 哲三	秘書課長	太田 博雄
庶務課長	小倉 澄男	財政課長	長谷川 広治
建築課長	飯田 治男	教育長	高木 正

教育委員会 小官 義夫
庶務課長 沙崎 政光
学校教育課長

選挙管理委員 高山 隆男
員会書記長

一、出席事務局職員

事務局 局長 高尾 豊
事務局長補佐 脇田 元始

書記 兵藤 恭一
書記 鈴木 哲

書記 渡辺 弘
書記 川上 義雄

書記 福田 英雄

一、議事日程

昭和四十七年八月十日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第三号 昭和四十七年度館山市一般会計補正
予算(第三号)の専決処分の承認に
ついて

日程第四 議案第五四号 館山市立館山小学校防音改築第二期
工事請負契約の締結について

日程第五 議案第六号 農業委員会の委員となるべき学識経
験者の推薦について

日程第六 議案第七号 国鉄内房線ダイヤ編成に関する意見
書の提出について

開 会 午前十時一分開会

議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十七名、これより昭
和四十七年第二回市議会臨時会を開会いたします。

議長の報告

議長(吉田勇治郎君) 本臨時会の議案審議のため地方自治法第
百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付の出席
報告がありましたので御了承願います。

議案の配付

議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。

配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行な
います。

九番議員辻田 実君、二番議員鈴木市蔵君以上両君を指名い
たします。

会期の決定

議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日よりという
ことであります。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ござ
いせんか。御異議なしと認めます。よって会期は本日より
と決定されました。

暫時休憩いたします。

午前十時三分 休憩
午後一時五分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 午後の出席議員数二十八名、休憩前に引き続き会議を開きます。

賛成議員の撤回

○議長（吉田勇治郎君） この際申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） この際申し上げます。
○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長本間 譲君登壇）

○市長（本間 譲君） ご了承つ並びに提案理由を申し上げます。

○市長（本間 譲君） ご了承つ並びに提案理由を申し上げます。

本日、御審議をお願いする案件は二件でございます。

まず、昭和四十七年度館山市一般会計補正予算の専決処分承認については、千葉海区漁業調整委員会委員選挙につきましては、千葉県からの委託金により執行するものであります。が、当初二十五万八千円で執行予定のところ、今回五十三万六千円の交付内示があり、七月二十四日に投票を実施することが確定しましたので、急拠補正予算を専決処分し、八月四日に選挙を執

行したもので、その承認をお願いするものであります。

次に、館山市立館山小学校校防音改築第二期工事請負契約の締結についてであります。

八月二日指名競争の方法により入札を実施しましたところ、落札者がなかったため、最低の価格をもって入札した株式会社計工務店と一億五十万円をもって随意契約をいたしたく、条例の規定により議会の議決をお願いしようとするものでございます。

なお、本臨時会において去る七月十九日任期満了となった農業委員のうち学識経験を有する者の中から議会が推薦する委員についての推薦をお願いしたいと存する次第でございます。

以上、概要を申し上げますが、詳しいことにつきましては関係課長から説明をいたさせていただきますので、十分御検討の上御了承をいたしたいと存する次第でございます。以上でございます。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、報告第三号昭和四十七年度館山市一般会計補正予算第三号の専決処分の承認についてを議題といたします。

（書記朗読）

報告第三号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算（第三号）の専決処分の承認について

議案の内容説明

○選挙管理委員会書記長（高山隆男君） 今回の館山市補正予算第三号は、選挙費の補正についてお願いいたしましたものでございます。

先ほど市長から説明のありましたように、千葉海区漁業調整委員会委員選挙は七月二十三日告示されまして、二十四日が立候補の締め切りでございましたが、選挙すべき委員の定数九名のところ、十一名の届出がありましたので、八月四日に投票による選挙が行なわれることになったのでございます。

それで、県のほうの県委託金の内示が五十三万六千円ございましたのでこの補正をお願いしたわけでございます。歳入のほうに十一県支出金三項の県委託金に二十七万八千円を追加をお願いしたわけでございます。歳出のほうとしましては、総務費の四項の選挙費に二十七万八千円を補正していただきたいと思うわけでございます。

この事項別明細について御説明申し上げます。歳入につきましては、十一款県支出金三項県委託金一目の総務費委託金十三節千葉海区漁業調整委員会委員選挙委託金二十七万八千円補正お願いしたわけでございます。

歳出といたしましては、総務費の四項選挙費三目千葉海区漁業調整委員会委員選挙費で二十七万八千円追加していただいて五十三万六千円ということにいたしたいわけでございます。

各節別について御説明申し上げます。まず最初に三の職員手当でございますが、これは時間外勤務手当でございます。御承知のように立候補者の中に地元出身の方がございましたので、投票事務、開票事務の万全を期するために、前回より若干人員を増加をお願いしたわけであります。それらのために時間外勤務手当に三万三千円計上させていただきます。

七の賃金でございますが、この選挙の万全を期するためと、そ

れから若干のものが農業委員の選挙も選挙が出てきましたので、そうしたものを含ませまして賃金一名の分を五十日分お願いしたわけでございます。

十一の需用費のものでございますが、消耗品費五万六千七百円補正お願いしたわけでございますが、文具費として六千七百円、これは封筒等の消耗品を文具費として購入したいわけでございます。

消耗器材費で五万円でございます。これは投票箱のかぎが非常にばらばらになっておりますので、これを良質のものに切りかえたいと思うわけでございます。

それから、選挙の名簿、カードを投票所に運搬する用具が必要となりますので、選挙人名簿、抄本、カードの入れものを購入させていただきたいと思うわけでございます。

食糧費につきましては、投、開票の人員の増による分を見込んでございます。

十二の役務費は、通信運搬費郵便料で二千円の補正をお願いしましたが、入場券の配布は原則として市の行政区担当職員にお願いしたわけでございます。行政区によっては非常に有権者の少ない地区もございまして、むしろ郵送によったほうが経費が安いという町内もございましたので、大体百三十通ばかり郵便によって入場券の配布を予定して、そのとおり執行したわけでございますけれども、この郵便料でちょっと足らなくなりましたので、二千円の補正をお願いしたわけでございます。

十八備品購入費でございますが、これは機械器具購入費としまして、電子卓上計算機を事務用として一台購入いたしたい。それ

から自転車を一台購入したいと思ひ合わせてございます。以上合
せまして二十一万八千円でございます。

当初予算が二十五万八千円でございましたけれども、内示され
たものが五十三万六千円でございましたので、五十三万六千円に
合ひようにこれらの経費を計上した次第でございます。以上、簡
単でございますが、説明を終わります。

。議長（吉田勇治郎君） 以上で説明を終わります。

質 疑 応 答

。三番（流山源次郎君） 海区漁業調整委員の件で気が付いたこと
をちょっと質問したいんですが、西岬から伊戸、川名にかけての
選挙区でございますが、それが投票所が東小学校ということにな
っておりますが、現在あそこはわりかた交通の便がよくないと
いうことと。この炎熱下で東小学校まで来るといふことは地域的
に考えても、西小学校あたりへもう一カ所ふやされるかどうか。
その点。

海区調整員原簿が、一応漁協から申請されたものを、そのま
まうのみにしたというように見えますが、非常に住所が古い住所
になっていて、入場券等が非常におくれたことがあります、
その点についてひとつ。

。選挙管理委員会書記長（高山隆男君） 御説のように投票所が市
内四カ所設けまして、第一投票所が那古地区と船形地区を船形小
学校で、館山小学校で館山地区と北条地区、西岬全地域で東小学
校、神戸と富崎地区の方を富崎小学校、こういふふうな四カ所
投票をお願いしたわけでございます。

なるほど投票所が普通の選挙に比べて、非常に数が少なくなり
ます。どうしても遠いというところが出てくるわけでございます。

ただ、いままでも四カ所で作っておいたという実績がありまして、
実績も考へてのことでございますけれども、投票する選挙人の数
が非常に少ないというふうなことで、また北条地区等もいろいろ
考えますに、北条地区では三十名しかないというところで、非常に
限られた選挙でございますので、今回のように初めから五十三万
という内示がわかれば投票所をふやすということも思い切つてで
きたとおもいますが、はっきり申しますと、四年前には十二万し
かこなかったわけです。十二万しかなくて当初予算を組む時に
県のほうに聞いたところが、倍の二十五万ぐらいで予算を計上す
るんだと回答を受けたわけでございます。

その範囲内でやりますと、どうしても投票所をふやすだけの余
裕がなかったというのが実情でございます。それで御説のように
投票所の増設ということも、今後も考へていくというふうにする
わけでございます。

それから選挙人名簿のことでございますが、お説のように選挙
人名簿のほうは、住民台帳から写してきましたので、住所とか名
前とか間違ひがほとんどないわけですけれども、海区のほうは本
人の申請主義でありますので、必ずしも本人が書いたものばかり
とは言えない面もあると思いますので、住所とか名前とか、そ
ういった誤記があったらよいでございます。これけなるべく基本選
挙人名簿等との照合によって訂正してまいりたいと思ひわけで
ございますが、まだ不完全な点がありましたことをお詫び申し上げ
ますが、今後気をつけてなおしていきたいと思ひます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略することに御異議ございませんか。― 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） これより直ちに採決に入ります。

本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。― 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第五十四号館山市立館山小学校防音改築第二期工事請負契約の締結についてを議題といたします。議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第五十四号 館山市立館山小学校防音改築第二期工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○庶務課長（小倉澄男君） 御説明申し上げます。

館山市立館山小学校の防音改築第二期工事の契約の締結についての議案でございますが、本工事の入札に対しまして十三業者を

指名いたしました。

市内に実績のある方、並びに千葉県内におきまして防音工事の指名の実績のある業者、さらに県内、市内の業者を除きましてのはかは、資本金が設計金額の十倍以上の業者であるというような指名基準によりまして、清水建設株式会社、大成建設株式会社、大林組、熊谷組、東急建設株式会社、戸田建設株式会社、東海興業、安藤建設、不動建設、太平工業、旭建設、石井工務店、計工務店以上の十三業者を、昨年の第一期工事とほとんど同じ業者を指名いたしました。入札を八月二日実施いたしましたところ、再度まで入札をいたしましたのが落札にいたりませんでしたので、地方自治法二百三十四条並びに施行令の百六十七条の二第一項の規定によりまして、随意契約を結びたいということで最低の入札ふだを提示いただきました計工務店に見積り書を徴しましたところ、一億五十万円で工事を施行いたしたいということでございましたので、計工務店を相手といたしまして随意契約を結んだということでございます。

参考までにこの工事の概要をお話し申し上げますと、構造は鉄筋コンクリート建て三階ということでございます。建築面積は二〇九九・一〇平方メートル、約六百三十五坪でございます。

内容でございますが、普通教室が五、特別教室が三、特別の教室は理科室、音楽室、家庭室。普通教室は十九・四坪、そのほか用務員室とか、校長室とか更衣室、それぞれ必要な教室を備えまして、総坪数が六百三十五坪になります。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

質疑応答

を通りましての渡り廊下、これは雑件の中に入っております。東側の道路から入ります橋のようなものをつくりまして、子供たちが通学に便利なように処置しております。それも入っております。

しかし、その他は入っておりませんので、その時点時点で場合によっては業者にサービスをお願いする場合もあるかもわかりませんが、金のかかるようなものでしたら、またその時点において考慮せざるを得ない。このように考えております。

。二二番（田村源治郎君）　ちょっと一つわからないことを質問したいんですが、いづごろこの学校が、今から契約をすると、この議会を通るとできあがるか。

第一期工事と第二期はほぼ学校の教室、そういうものが同じようなものであるか。

それから次は、今館山市にいくらも学校があるが、どの学校が一番いい学校であるか。鉄筋工事をした学校で、それらの点等。

それから、火災防備の点については十分含まれているか。この中には。

次は、冷房的な装置も考えてやっておりますか。防音だから教室が暑いから冷房装置のことも考えて、また通風の考えも相当持つておるか。その点をひとつお伺いしたい。

。教育委員会庶務課長（汐崎政光君）　お答えいたします。

工事でございますが、これは本議会で御承認いただけましたら早速契約に入るはでございます。工期は三月三十一日でございます。

火災についての配慮でございますが、設計上は基準に基づきまして、出入り口二カ所が設けられております。そのほか、あと消

火につきましては、それぞれ基準以上のものがそれぞれ配置されるはでございます。

それから冷房につきましては一応考えておりません。防音校舎と申しますけれども、普通の学校建築とあまり構造上には変化がございませんが、ただ防音を目的とした窓におきまして、その対策が多少講ぜられている建物でございます。

ですから、その音を下げないときには、一応開放して空気の入れかえをはかっています。このように考えているわけでございます。

それから、最近つくりました鉄筋コンクリートの学校におきましては、それぞれ異なった特徴を持っておりますので、ちょっとにわかに判定することが困難でございますので、御猶予願いたいと思っております。

。二二番（田村源治郎君）　いづごろできるかという、三月三十一日にできあがるか。

いわゆる防音校舎だから暑くなるとそのときはあける。おそれくこれは防音は二枚ガラスだ。相当暑いだろうと思っております。そのとき、ただ防音校舎であるから飛行機がきたらしめてくれ。いったら開てくれということでは防音校舎の価値がなくて、通風も完全でないということ、飛行機がいけばあけてくれ、飛行機がきたらしめてくれ、学校でそういう器用に運用ができるかできないか。

それで、いまの学校に対してどの学校が一番いい学校かというものが、かって自分たちが行なってきてわからないということば館山市にはそういう特徴のある学校が多いんですか。学校ではみ

な建物によって特徴ある学校をつくりあげて行くんですか。市は。

とにかく、館山市でどの学校が一番いいか。一番いい学校はあ
るべきはずだと思ひます。特徴をとらえて、特徴の学校だとい
ってできればいい学校だと思ひます。館山市に鉄筋コンクリートの学
校のあれはあるわけだろうと思ひますが、それが見当のつか
ないということでは、今度の工事ではどんなものができるかわか
らないものができあがるんじゃないですか。

だから、第一期工事、第二期はほぼ同じであるのか聞きたいが
それもまだ返答しない。それらの点をもっと詳しくわかりやすく
説明してください。

。教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 第一期、第二期工事でごさ
います、これは同じような設計でございます。ただ、第一期工
事にありましては、普通教室を十二つくつたものでございますが、
今回は普通教室十教室のほか、先ほど庶務課長のほうより話の
ありましたように職員室、校長室、保健室、用務員室等の管理関
係室と、そのほか家庭科室、理科室、音楽室等の特別教室が入っ
ているわけでございます。普通教室につきましては、全く第一期
工事と同じでございます。

それから、通風につきましては、換気扇施設をほどこされてお
りまして、室内の空気の入れかえをいたします施設がほどこされ
ます。

。教育長（高木 正君） 引き続き課長に続いてお答え申し上げた
と思ひますが、現在北条小学校、館山小学校、豊房小学校とい
うふうに鉄筋の建物があるわけでございますが、そうしますと、
北条小学校のように非常に大規模な四十年級といつたような大規

模な学校もあるわけでございます。それから豊房小学校のような
六年級という小規模な学校があるわけでございます。

そうしますと、そういう学校の規模によりまして内部の職員組
織も違つてきますし、それから具体的な教育を行なうときの施設
設備といったような条件も量的に差ができてくるわけございま
すけれども、そういう規模によってそれから地域の条件によって
教育機能がよりよくはたせるようにということを考えていきます
ので、学校の建物の内部の仕組みというのは、その地域、その学
校学校によって相当違つてくるわけでございます。

ただし、換気とか、通風とか、照明とか、光線を十分に取り入
るとか、防火とか、そういう基準的なものにつきましては文部省
の基準に即しませんと、これは国で許可が得られませんが、そ
うしたような建物としての、大勢の子供たちが入る建物としての
基準につきましては、国の指導と方針にしたがってやっておるわ
けでございます。

。二番（田村源治郎君） いま聞きますと、地域によってはその
建物の建て方が違ふ。それは建物が違ふのじゃなくて、中の教室
が違ふと解釈してもよろしいですか。それは今度建てものも同じ
である。いわゆる天井の高さ、その中に教室もある。教員室、あ
るいはそういうものがあるんであって、防火設備は入り口にある
のと同じだ。館山市において、地域の環境において、教室はそれ
ごとに違つてくるということはあるまいと思ひます。

いま教育長言ふのには、地域によっては教室の内容が違ふよう
に言つてゐる。教えることに教室がみんな違つてくるのか。どの
学校が一番建設がいいか。教室を言つてゐるわけではなくて、教

室のことをかみして主体として言っているわけです。

どの学校が館山市で一番いいか。北条小学校なんて見られない、天井が低くて。あれは錢を区切ったようなやり方で、誰がみてもいい学校とは言えない。圧迫されているような気持ちになる。伸び伸びした学校ではないです。だから、北条小学校はほめることはありはしない。あれは設計がまずいんじゃないか。子供が伸び伸びとして通風をとる。防音校舎ばかり通風のなものをこしらえて、他の学校にも通風のものを考えなくちゃならない。補助をもらうからといって、防衛庁から補助をもらえるから通風をこさえて、ということもあり得ないわけです。教室は同じようにつかえて、同じようにみんな館山市の子供が、同じような教育の方法でテレビも教育するのに同じものでなければならぬ。

どの学校が一番教室がながめていいか。それらをはっきり、どの小学校がいままで建ったので一番いいか。私が見に行ったら、どの学校がいいと言います。あんた方は専門にそれをやっているんですから、どの学校が一番いいか、どういふ教室が一番よかったですか、館山市で房南中学がいいとか、いいところをとって第一期工事、二期工事がまねしてやるのが一番いいことであって、その時点でもって、学校を建てるに對して、館山市でどの学校が一番いいか、そうすれば大体今度建てる学校はこのようにしたらいいだろうという確定もつけ加えられる。

ただ予算を組んで建てればいい、天井の低い学校を建ててしまふ、行ったら圧迫されるような学校を、北条小学校みたいな学校を、あれで近代的といえるかという学校を。そこへいくと館山小学校は生徒がとっても伸び伸びしてある。館山で一番いい学校だ

とほめられる学校だ。どういふ学校を、どういふ特徴をとらえて内容はしてあるか。館山市で一番いい学校の内容をもっと明確に話していただきたい。

。教育長（高木 正君） 田村議長さんの御意見の中に端的にお答えできないでけずかしいと思っておりますけれども。

北条小学校には北条小学校としての校舎の特色があるわけでございます。一学年が六、七学級、一見して非常に多いものでは、ときには学級を解体して同学年の子供たちが一カ所へ集まってきました、あるいは二、三カ所で分割して分かれまして、そして、その子その子にあつた授業ができるように、ちょっと普通の教室の前に廊下ふりのところがとってあるわけでございます。ワークラウンジという名前をつけてありますが、そういうふうに北条小学校では単に普通教室と特別教室だけで学習するんじゃないかと、そういうふうに教室のワクを破つた教育ができるような場所がつくってあるわけでございます。

館山の小学校になりますと、なかなかそういうようなことができませんので、今度できる第二期工事のほうへ三階でございますけれども、教室三つ分にあたる図書室と、教室一つ分にあたる視聴覚室をつくりまして、大きな部屋をつくりまして、そういうときにはそこでできるようにしてありまして、学校学校によりまして教育がそれぞれ特色があるわけでございます。それに応ずるような校舎を目的としたわけでございます。

それで豊房小学校になりますと、農村の子供たちが早く、一人一人の子供たちが学校の中で独立した考えを持ち、みんなのためにその学園にふさわしい責任を持ったコーチができるように、特

別教室と管理室と三年以上を二階にもっていくというふうな工夫はしてあるわけでございます。ただ教室そのものを見ますと、教室の中には子供たちの持ち物をしまうところもつくってございませうし、子供たちの作品や教師の指導、授業をできるだけ展示できるようにしてあるわけでございますが、そういう面においては普通教室においては共通性は非常にあると思います。

それから特別教室になりますと、大きい学校と小さい学校では特別教室の数も違ってきますし、教室がないといったようなこともできたわけでございますけれども、その地域のその子供たちがそこで力一ぱいの学習ができるように、私たちとしましては現場側と相談しながら学校を設計し、お願いしている。

以上でございます。

〇二二番(田村源治郎君) いま聞くと、北条小学校が特異性を生かして北条を中心にやる。北条小学校はまさに恩恵的のいろいろな部屋もつくり、特に子供たちに十分な内容性をもっている。そうすると今度は館山小学校になると、それらのことは充実性がないと、地域におけるものは、まだまだ下がっていく。部屋も学校も満足のものをおいてがないというところは、いま教育長説明している。教育というものはみんなどうするんだと、市民として環境性は十分持っている。北条小学校で満足な、そのためにこと重点の一つもない。それで教育というものは機会均等であると立派なことをいって北条小学校ばかり重きを置いているという傾向があるんじゃないですか。何ゆえに今度やるなら北条小学校とかそういう特別教室やいろいろなものがある。館山小学校はそのようなことを考えて加味したものの工事をやらないか。それにおい

て、地域において学校はそれでも、教室そのものは貧弱で、それでいいんだという解釈をしても間違いないという教育長の答弁ではなからうかと思つてます。

それで教育はいいもんか、悪いもんか。市民は税金を払って館山市にしているんじゃないですか。その点において北条小学校が充実して他の学校は充実しない。そんなばかなやり方がどこに行っておりますか。

北条小学校重点主義でいろんなことを加味されている。他の学校にいたら完備されていないものが十分あります。小さいから完備されないと。北条小学校区内に持たせる建物をつくり上げべきが当然じゃなからうかと思つてます。館山小学校もかりでございます。北条小学校より大きな館山の小学校は、これからつくる学校はそれでいいの。館山小学校なんて、北条小学校だつて同じですよ人間は。環境性だつてみんな同じですよ。だから内容は一億五十万の中から、北条小学校とは全然比べものにならない、豊房にしても内容は比べものにならないものをつくっているんじゃないですか。

その点教育長どう考えますか。北条小学校よりもっといい学校をつくってやるということは一億五十万であるのか、はっきりして、また他の地区に対しましても必ずそれだけのことをするかしないか。予算をとってそれらのことを聞かして、その点もやりますという確約をしてもらいたいです。

〇教育長(高木 正君) 田村議員さんの御真意わかりました。非常に教育を重視してくださいまし、教育の機会均等の充実化という面で御高見を拝聴して、ありがとうございます。私の申し

上げ方が悪く、申しわけないと思っておりますが、たとえば一つ一つの部屋を比べてみてもいろいろ差があります。

それから先ほど申し上げましたとおり、たとえば館山小学校の図書室は普通教室の三倍のものがございます。北条小学校にはそれだけのものはいません。学校の校舎の中全体としての仕組みがどうなっているかということございまして、たとえば館山の小学校では各棟ごと各階の中央に個人個人の指導をするようなカウンセラール室、資料室がつけてあるわけでございます。

その地域地域の特色を生かしながら、その土地の子供に十分な教育ができるように考えておるわけでございまして、たとえば北条小学校は文部省の基準の一・〇八倍でございまして、館山の小学校は文部省の基準からいえばもっと大きくなるわけでございまして、北条小学校を特別立派にやるというわけではございません。田村議員さんのおっしゃるとおりに教育委員会としては、その真意は地域地域の子どもたちが十分なる教育が受けられるよう配慮してきたわけでございますけれども、今後とも田村議員さんのお考えに沿うよう努力していきたいと思っております。

以上。

〇二二番（田村源治郎君） いま聞くと大体北条小学校と格差が違いう、というような、館山小学校、生徒数に対する大体四分の一、みなどこでもやっているしまつである。それが教育長いうと、片一方で五十人入っても四十人入ってもわからないような教育を施している。私考えるのに神戸小学校は鉄筋工事が早かった。その次は北条小学校と鉄筋校舎ができていんだ。今度できる鉄筋校舎はもっとよくなるからちやならぬはずだと思っております。

時代がかわっていくんだから。それが同じようなものをつくり上げるというよりなことは、時代の感覚性は違っているということ。どう考えますか、この点。

同時に一番いい学校であるというものをまねたらいい。館山市でどの鉄筋がいいか。特異性がある、どの学校の特異性か、何が特異性か。教育はまちまちの、それで放送センターでやっているんですか、教育長。皆同じ学校をやって、あとからできるものはより以上のいい学校をつくるのは当然でしょう、いまの感覚性で。どの学校がいいか。予算はもらえればそれでいいんだと、つくってしまえばそれでいいんだと、無責任すぎる行為があるんじゃないですか。教育委員もひっぱってもらいたい。無責任ですよ。あらゆることに。いうならば房南中学校は木の体育館がコンクリート、木造家屋が、はっきりいうならば、生徒がいいと、木造家屋の環境性が一番いい。そういうことをいって答弁してやっているとすよ。あんた方は知らないといっているけれども。木造の家屋の環境性がいいとかいっておりますけれども、そんなら木造家屋にしたらどうでしょう。

どれが一番いいかということをはっきり言って、将来性をみて、あとからできるものが一番いいわけです。現在みんなよりすぐれている学校をつくり上げています。ただ工事をして、金を出すことが、それでいいというものはおそろろかならうと思っております。その点では十分に配慮しているのかないのか。ただ予算をとってやればいいというものだけでやっているのか。もっと答弁してもらわなければならないわけですよ。ただ泣きごとを並べた答弁のように見受けられる。その点をはっきり館山市でどの学校が一

面白いということに、はっきり答弁していただきたいと思ひます。

。教育長（高木 正君） どういうように申し上げたら御了解願えるか、私もわからないわけですが、教育の内容は基準的なものはあるとしても、それを具体的に教えるときになりますと、考え方がずいぶん違ってくるわけでございます。

それから、たとえば理科主任の、全部の教科の主任がおける程の教員数の学校と、教員が八人しかない学校では具体的な方法が違ってくるわけでございます。したがって、そういう具体的な条件に適した学校をつくっておきませんと、Aの学校ではAの学校をつくったから、Bの学校もCの学校も同じようにつくりますと実際に、かえって不便になるわけです。

こういうように、その学校の規模とか、その学校の組織条件とか、子供たちが学校で入るまでの踐行条件によって具体的な教育計画を立てまして、具体的な教育条件にびったりあったような教育の運営ができるような校舎を私たちは考えているわけでありませう。しかも未来からの要請というものも考えなきやならない。

先ほど神戸小学校の例が出ましたけれども、神戸小学校の教室は、標準的な教室のところ有一部分区切りまして副教室的なものがございます。それが各教室ごとになってきているわけです。北条小学校は、それを教室の外に出しまして、何学級もの生徒が共同でつかえるようになっていて、館山の小学校は、それをある部面、たとえば視聴覚室とか図書室とかいったような広いところに集中的に集めた。

ですから、私たちのほうでは、それぞれの校舎がそれぞれの地

域の教育にびったりありように考えましたので、田村議員さんのおっしゃる、この学校が一番いいんだから、今後その方式でつくるようにしろという、いわゆるモデル的なものを、いまここで示せとおっしゃられても、私たちは校舎の基本条件についてはこりいもの方がいいとは言えたとしましても、具体的な状況としてはなかなかそれが言えなくて、申しわけないと思っておるわけでございます。

そういうようにして、私たちとしてはそれぞれの学校が、それぞれの地域の子供たちにびったりした教育ができるように、現在の段階では現場と相談したり、専門家に教えを乞うたりして、校舎建築を進めてきたわけでございます。

。二二番（田村源治郎君） いま学校工事と別になるよう、学校工事に対して、この学校の一億五十万に關連して、地域によって違うんだ、教育内容は地域によって違うんだ、教える先生も地域によって違うんだということを教育長はつきりいつている。それだから学校の仕組みではどっちがいいとか、悪いとかというモデルのような学校にはわからないんだ。そうしますとテレビに対する放送は地域によって流してやるのか、やらないのか。

北条小学校と館山小学校はどういう地域環境性が違うのか。あれは大きく地域環境は違うのか。また教えることも違うのか。これは隣接しています。あるいは船形小学校から、これは漁民の關係が多いからあれは地域の子供が違くと、教えることにはそんな子供の感覚性は違うかもしれない。

北条小と館山小、こんな關係が違うんですか。ただいいのがれの答弁で、教えることは違いと。それでテレビを流して何の価値

もないじゃないですか、教え方が違うのに、テレビ放送を流してそれでみんな同じような教育を施す。簡単に一億五十万、大金です。内容の内訳をはっきりして、学校をつくるんだから環境のいい学校を、北条小学校に負けないような学校を。館山、北条小学校とはどう違うのか。また教える内容はどういうわけで違っているのか。教育というものが価値がないじゃないですか。その点について。

。教育長（高木 正君） 先ほど私が申し上げましたのは、教育内容は、基本は同じだけれども、地域によって、実践経験が違いますが、教える方法には差があるということを示し上げてたいわけでございます。内容が違うということは申し上げてございません。

第二点目は、北条小学校と館山小学校との実践経験の、日常生活における経験の多用化の度合いが違っております。ですから北条小学校のカリキュラムをそのまま館山小学校へ持っていったら子供たちが同じカリキュラムでやって北条小学校の子供と同じようにできるかというところ、そういうわけにはいかないわけです。違う指導方法、違う指導のテンポとか、それから子供たちに学習させる一つ一つのこまかさというものが違ってくるわけでございます。

もう少し申し上げますと、教えるときに、その実践経験ですね、学習の下地になるような経験をどれだけ深く多用にやっているかというところは時間中に受ける勉強の度合いに非常に違いがある。どういった違いがあるかというと、勉強のテンポとか、その一つ一つの勉強するその内容のかたまりの大きさが非常に違っている。それですから、北条小学校なら北条小学校では今想像力、思考力と

いうものに非常に強く力を入れてございます。館山小学校はもっと基本的なものを繰り返すことによってそういうところまでいこうというように、歩いていく道筋に多少違いがあるわけでございます。

それから有線テレビでございますけれども、有線テレビ、いい点を指摘いただきまして、私たちもこういうことを申し上げる機会が与えられて感謝しています。

もしも全部の学校の教育内容、教育方法が同じなら、テレビで一斉指導をして、教員はあんなに要らないわけですけれども、しかし一人一人の子供たちに生きた、密着した教育をやるためにはどうしても教師が必要である。しかし、その教師が小学校の場合には一人で七教科も八教科も教えて、学級担任もやっている、しかもクラブ等も。中学校では一人の先生が二教科受け持ち、二年にわたって受け持ち、進路指導もやる。学級担任もやる。クラブ等もやるということでありますので、学習内容の基本の中の、そのまたかきになるようなものを一時間に、たとえば四十五分なら四十五分繰り返し繰り返し説明をつけないで流す。そうしますと学級の先生は、それを自分の学級の子供たちにあつた時点、あつたように受け持ち先生が説明をつけ加えながら教える。いままでは、こういうものを一人ずつの先生方が全部自分でつくったわけです。それはとうてい不可能でございます。そういう一面を中心にしたわけでございます。

それから、教師に与えられた学習内容が専門化し、それから指導方法が変わったし、複雑化してきているので、そういうものについて、教師の主体性を阻害しない程度において、助力的なもの

をもちろん流したいわけでございます。

交通安全とか、衛生の基本的なものに関するものは、これは説明をつけ加えて流したいと思えますし、それから教師自体のあすの準備のための教材、研究、その他についてもこれを使って流したい。以上でございます。

○二二番（田村源治郎君） いま聞くと、内容性は個々によって違うから、内容も個々によって違うということをいって、そして教えることも生徒によって違うんだ。そうすると、地域の学校の少ない生徒は、そのままでもたいしたことはない、生徒数の多いほど設備を完全にという、教育長は言うけれども、教えるものは、みんな館山市が個々の行動を起こしているということには差しつかえありませんか。先生が教えることも基本的に、そうすると今度の館山小学校をいままでどおりのあの学校を、防音校舎をつくっていて、館山小学校、現在子供たちはみていないんだという断定をしているということ、はっきり答弁していることはそのとおりで、了解してもいいです。はっきりしたからといって、一期工事、二期工事同じようなものを押し上げれば、それでいいんだという見解のものでよろしゅうございますか。

○教育長（高木 正君） 先ほどからるると御説明申し上げますとおり、私たちといたしましては、教育の求める究極は結局個別学習の、個別的な成立でございます。一人一人の子供が学習をしてくれないければ、行動に変化が起きてくれないければ、もの見方や考え方に変化が生じてくれなければ困る。それを徹底する上に、やはり学習の個別指導が大事でございますして、そのためにシンクロファンクスという機械を使ひまして、プログラム学習というもの

をやっております。

ところが一人一人の子供の思考力を伸ばすために相互刺激というものが非常に大事になってくるわけです。したがってその相互刺激のためには集団思考も必要になってくるわけです。ただ先ほどから申し上げますとおり、たとえば大きい学校ですと機械を自分の学校で、学習用の機械を買っても、機械にのせる教材を学校の中で教員でつくり合ひことができるわけです。小さな学校になりますと、なかなか自分たちだけでつくり得ない。そういういろいろな差があるわけです。

ですから、たとえば特別教室見ましても、たとえば理科室ですと北条小学校の場合には準備室と子供たちの入る理科室の間にはドア設備はしてありますけれども、豊房小学校になりますと、子供たちが自由に入って、準備室にまで入って、教師と一緒に準備その他ができるという、地域地域の条件によって差があるわけでございます。

○二二番（田村源治郎君） すると、大きい学校は機械を買っても自由で、小さい学校は広く問題になるからということに受け取ってもいいんですか。大きい学校は機械を買って何でもできるんだ市が学校へと、これは誰が、市が大きい学校だから機械を買ってあげるんですか。小さい学校には買ってやらないんですか。それだけの機械を多く買ってやるからということによって、どっちを受け取るんですか。小さな小学校に対するものには教育の不均等を起こすのではないが。さっきの教育長、大きい学校は機械を買っても自由でできるんだ、小さい学校はそういうことはできないんだとはっきり言っている。内容性は、教育というものが、大きい

学校より小さい学校が幾つもあるのに、あまりにも不足しがちで勉強されて、それでよろしい、貧弱であるということに受け取ってもよろしゅうございますか。

○議長（吉田勇治郎君） 二二番議員君の答弁を保留して、休憩いたします。

午後二時二十二分 休憩

午後二時 四十分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。二二番さんの答弁を求めます。

○教育長（高木 正君） 田村議員さんの、いろいろの御高見いただいてありがとうございます。田村議員さんのお考えの基本的な方向と、私どもの努力している方向は同じでございますので、今後とも御指導いただいて努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○二二番（田村源治郎君） 了解。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 一つお伺いしますが、一億九十万の、この最低価格が一億九十万とみっておりますが、これをみますと五十万で、四十万減額になっているということ、見積もり価格よりも四十万低いわけですが、四十万まけさせて工事の建築が見積もりどおりいくようにできるかどうか。この点は工事が四十万まけてあったので、でき上がったものが雨もりがけるとか、いろいろ工事の手を抜く、そういうことが起こらないように懸念されるので、この点についてお伺いしたいと思います。

○庶務課長（小倉澄男君） お答えいたします。最低価格が一億九十万でございますが、市では入札に際しまして予定価格というも

のを設定いたします、予定価格はもう少し少のうございまして、一億五十万と大差ない額でございます。それでございますので、それは市が設定した額でございますので、それでございまして、一億五十万という額は、十分これで立派な建築ができるということを確認してあります。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 了解。

○一七番（宮野敏朗君） 契約金額の一億五十万の中には付帯工事の電気、あるいは設備が中には入っているでしょうか。この点お伺いいたします。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 入っております。

○一七番（宮野敏朗君） 建設委員会のとくに、私もちょっと当局にお伺いしたわけでありましたが、そのときの答弁によりますと、設備、その電気工事の県の指導方針といましては、分離してやるように指導方針がされてあるように承っておりますけれども、一括してやるよりも、やはりそういう分離してやったほうが結果からみて、天引きですか、そういう話を聞いておりますけれども、そういった分離してやる考えがあるかどうか、お聞きしたいと思っております。

○庶務課長（小倉澄男君） 工事契約をいたします場合に特別な私、直接専門でございませんで、明確な答弁になるかどうか、でございますが、ただいままで平均いたしましたところ大きな工事の場合には、やはり一つの業者に一括して請け負わせるということ、その後の管理、校舎の管理でございます。修理とか、そういう面におきまして責任者が一つに絞られますので、修理が必要なときに分かれておりますというところと非常な不便さがございます

ので、できれば計工務店に全責任をもって修理してもらう。一つの建築業者として全てを管理してもらうほうが、われわれの負担からいえますというと非常に便利で発注者としては非常に効果的であるように思います。しかしながら防音校舎の場合においての答弁はひとつ。

。教育委員会庶務課長（汐崎政光君） ただいま庶務課長概括的な工事入札についてのお答えであつたろうと思いますが、防音校舎につきましては、国から特にそういった全体についての入札、そういった指導を受けております。

。一七番（宮野敏朗君） いまの答弁でいきますと、発注者が一人のほうで便利なような、それはごもつともなはずであります。実際問題として、この電気は電気、やはり一つのあれが、専門のあれがあるわけで、決してその業者に悪いところは改良させるとか、修理をさせるとか、一向それは差しつかえないと思つて、まして業者も長く館山に住居している以上は、当然その指名を、あれを出しているわけで、また同じ金額でみた場合に、われわれしろうと考へとしましてもびんはねされて、下請け業者に渡される、そのもとの金額が業者にいった場合は、なお一そう充実した工事ができるんじゃないかと、私はこう思つてあります。この点についても一度お尋ねします。

。庶務課長（小倉澄男君） 宮野議員さんのおっしゃる点も確かにございます。たとえて申し上げますならば、空調設備というものがござります。そういう場合におきましては、確かに空調とか、衛生設備、下水とか、そういうものがござりますが、そういう大きな工事に重要な、たとえば一億の建築総額のうち約四千万も五

千万も空調関係にウェイトが占められているというより大きな工事におきましては、確かにそういう工事を別工事として、いわゆるガータと申しますか、ワクだけを建築することを建築屋さんにお願ひして、さらに空調関係は空調関係の業者にお願ひする。

今までの経験におきましてというところと確かにそういう業者は別々にしたほうがやはりよいような経験もござります。しかしながら、このたびの館山小学校の建築に際しましては、そういう電気の配線とか、そういう程度のものでもござりますと、やはり一括いたしまして一つの業者に、一つの設計の中に折り込みまして請け負わせるようにしたほうが発注者としては非常に便利だという判断のもとにやっておる次第でござります。

。一七番（宮野敏朗君） 今回の場合、いま話を聞きますところにも、一括したほうが好ましいように何われるわけですが、それはそれでけっこうであります。今後はひとつそういう特殊なあれでなくて、こういう防音校舎でなくてほかのものにもぜひひとつ留意して発注をしていただきたいと思つております。

以上でございます。

。一八番（安西益男君） 若干お伺ひしたいんですが、いまままで往々にして市営住宅、あるいは豊房の診療所、近く漁民住宅等できまして間もなく雨もりという状況があつたわけでございます。先ほどお話もあつたようでございますが、十分その点については検討してということでありましたけれども、市としての監督の体制方針といえますか、そういうものはどういうような体制で臨んでいられるか。その点ひとつお伺ひしたいと思います。

。教育委員会庶務課長（汐崎政光君） お答えいたします。館山の

小学校の建築の設計をやりましたのは蒔建築でございますが、市は蒔建築と工事管理委託契約を結んでおりまして、その管理につきましては主体的にはその設計事務所へ委託するわけでございます。ただその間におきまして、建築課において総合的な監督をしてもらう、そういうったような体制でございます。

○一八番 (安西益男君) いままでの建築がちゃんとしていることは聞いておるのですが、この点を念を押して、十分監督の面も充実していただきたいと要望いたします。

○議長 (吉田勇治郎君) 他に御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長 (吉田勇治郎君) おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。

採 決

○議長 (吉田勇治郎君) これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長 (吉田勇治郎君) 日程第五、発議案第六号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦についての議題といたします。

本案は地方自治法第一百七十七条の規定により、渡辺昭夫君、和田

一郎君の一人上に関する案件でありますので退席を求めます。

(七番議員渡辺昭夫君、一五番議員和田一郎君退席)

○議長 (吉田勇治郎君) 議案の朗読を願います。

(書記朗読)

発議案第六号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦

について

議案の内容説明

○議長 (吉田勇治郎君) 提案者の説明を求めます。

(二四番議員西村真次君登壇)

○二四番 (西村真次君) ただいま議題となりました「農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について」の議案に対しまして、提案者として御説明申し上げます。

ただし、この際詳細につきましては省略させていただきます、お手もとに配付の議案のとおり渡辺昭夫君、和田一郎君、正木三郎君を最適任者と認めて推薦いたしたいと思っておりますので、何とぞ満場の御賛成を賜りますようお願い申し上げて、提案説明にかえさせていただきます。(拍手)

○議長 (吉田勇治郎君) 御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長 (吉田勇治郎君) おはかりいたします。本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって委員会付託は省略と

決しました。

修正案の説明

○議長（吉田勇治郎君） 本案に対しては辻田 実君ほか四名から修正の動議が提出されました。

一〇番議員渡辺軍治郎君退席を願います。

（一〇番議員渡辺軍治郎君退席）

○議長（吉田勇治郎君） この際提出者の説明を求めます。

辻田 実君御登壇願います。

（九番議員辻田 実君登壇）

○九番（辻田 実君） ただいま提案されました発議案第六号「農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について」の議案に対して修正案を提出をいたしたいと思いますのでございます。

農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定中に農業委員の議会選出は法令により五名の範囲内というふうに規定されているわけでございます。

しかしながら、発議案第六号を見ますると、推薦委員は渡辺昭夫、和田一郎、正木三郎の三名になっております。

今日日本の経済は著しく発展しておりますけれども、その反面において農村問題は非常に過疎化し、日本の農業というものは憂うるような状態にあるわけでございます。こういう中におきまして農業、漁業中心であった館山において、館山の農業振興というものは非常に市政の中において重要度をもってあります。

こういう中において、今日農業委員の人選にあたりまして、特に議会並びに広く学識経験者を招いて、そして農業委員会の充実

と共に、今日置かれておりますところの館山市の農業の振興というものははかかっていくことが非常に大切なことだというふうに思うわけでございます。

したがって、私はこの農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦については、法令限度内一ぱいの五名を選出することが最もふさわしい、館山市にとってふさわしいことであると思っております。修正案を提出するわけでございます。

したがって、発議案第六号の三名の渡辺昭夫、和田一郎、正木三郎については異存はございません。これに加えて、ただいま申し上げましたような観点から、館山市北条一六九三番地渡辺軍治郎、館山市船形一三八番地 和泉沢義雄の両名を追加いたしました五名の議会推薦をお願いいたしたく、ここに修正案を提出するものであります。よろしく御審議のほどをいただき御推薦いただきますことをお願いし、提案説明にかえる次第でございます。（拍手）

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

質疑 応答

○議長（吉田勇治郎君） 質疑に入ります。質疑はございませんか。

○二番（田村源治郎君） 議会において三名といたったものが五名に、ここに修正して、二名をつけ加えてくれという事に修正案を出された。これは五名を、議会において五名を選出しても間違いないものであるかどうか。三名のものが二名修正案が出て、五名が議会を通るといふ確信のもとに出したろうと思ひます。三名のものを五名、三名のものを推薦してくれというんだから、三

名のものを二名のものをつけ加えて五名のあれによって間違いないか。ひとつその点をお伺いしたいと思います。

議長（吉田勇治郎君） 提案者を代表いたしまして、九番議員さんお願いたしたいと思います。

九番（辻田 実君） 一応提案者を代表して御答弁申し上げたいと思います。農業委員会等に関する法律の中におきまして、選任による委員第十二条第二号に「当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者五名以内」を選出するというふうに規定されておりまして、法律には五名というふうになっておりますので、法律的には、改正されておりません現行の法律でございますから、五名というワケは適法であるというふうに考えます。

〇二二番（田村源治郎君） 法律では適法だ。市当局において、五名を法律的に適法であるという答弁が九番からなされた。五名で間違いない市当局はあるのか、ないのか。市のほうの、市は関係ないか。九番の議員間違いない確信があるのか、ないのか。その点をひとつ。

九番（辻田 実君） 法律的には五名以内でしたら、館山市もこれに関する類似条例というものがありませんし、なおこのほかにこれに対する制限法令というものがありませんので、この法律はそのまま生きるといふことでございまして、五名選任されても違法にはならないというふうに解釈いたしまして、この点については確信がございまして、お答えいたします。

〇二二番（田村源治郎君） これは五名以内ということであって、市当局が出したものは推薦によって農業委員三名を出して、市長

はそれを受けて、議会から三名を選出してもらいたいという、このことを提出したものであって、五名を修正して法律はいいということは三名を出して、二名をつけ加えて出せる。これは経済団体であるからはっきりした、出せると思えばはっきり出せると間違いないという自信が、議会においてははっきり言えるか、言えないか。農業委員会から要望に対し、農業委員会は経済団体である、その点を確実に言っていたきたい。

〇九番（辻田 実君） 先ほどお答えしたとおりでございます、五名の範囲内でしたら、何名でも適法だというふうに解釈すべきだと思っておりますので、そのように解釈すべきだというふうに考えております。

〇二二番（田村源治郎君） 五名だからと解釈するよりも、むしろ三名で議会が、市長が選出されているんだというから、ただそういう解釈でなくて確実に自分の善意をもった、責任がある。解釈というものが十五名の、いわゆる選挙によって出す二十名の範囲において農業団体に出したのは二名である、市において三名出すという農業委員会から市に要望して三名出すということであって、市はそれなりの権限が市長にあるかないか。あると私は確信するために、五名が書かれてたって三名という委員会の要望があるわけです。これは三名でなくてはならない。何にしても、二名がつけ加えるという要望だけの点か。それを二名をつけ加えなくちゃならないというものがあるのか。二名をつけて確信がもてるのか。二名をつけ加えることができるという確信があるか。責任をもちたい。

。九番（辻田 実君） 先ほど説明の中でお答えいたしましたように、法律的には三名であっても五名であってもいずれも適法でございます。

したがしまして、この議会におきまして五名が選出されれば、市長は議会の推薦決議をもって五名を任命する義務があるわけでございます。義務があると法律で指摘されておりますので、よほどの事情がない、法律違反を起こさない限りにおいては、市長は議会の議決を尊重して五名を任命して農業委員会の運営にあたらなければならぬというふうにできます。

農業委員会の全体の定数というものがございませんで、議会から五名を選出されても、館山市の農業委員会の定数条例、その他については一切違反とか、そういうような形で抵触することは無いと思います。

したがしまして、あとこの議会において先ほど説明しましたように、今日の館山市の農業事情の中において、やはり三名がいいのか、五名がいいのかとこういう点を考えた場合に、やはり五名を出すべきだというような観点に立っておりますので、あと議員の皆さま方の御協力をいただいて五名の推薦がいただけるならば私は円満に農業委員としての運営にあられるんだ。そこには違反も何もないというふうに考えております。よろしく御協力いただきたいというふうに考えております。

。二二番（田村源治郎君） いま聞きますと要望であるのか。市長の権限において出しているといったが、市長が三名といったものであって、三名と言われて、要望で、五名じゃなくてはならないものだというきりつめ方があるのか、ないのか。五名を出さなく

てはならないというものがあるのか、ないのか。法律的に。法律的に間違った解釈で、私は法律において必ず五名が正しいものであるということにおいて、やってくれば、このいまの三名の選出に二名をつけ加えて五名なら、間違いなかつたら、全体の農業委員に三名を出して、二名をつけ加えて五名で間違いなかつたら、法律で正しいんだつたら、いま行なっていることが間違ってるんだと言えるのか、言えないのか。その点において、討論に入る前にもう一度間違いないという確信をもって、議席をかけて間違いないというはっきり答弁をしてもらって、議席をかけて発言して、そのことばを聞いて討論に入りたいと思います。

。九番（辻田 実君） 五名を選出したしまして、法律に違反することはありません。これは田村議員の御指摘のとおり責任をもってお答えを申し上げます。

。二二番（田村源治郎君） 現在の議会が三名というものにつけ加えて二名で五名出して差しつかえないんだといういまの議案であるのか。実察においては三名で、五名でも差しつかえないんだというところにおいて、私は議席を置いて、あえて差しつかえないということを聞いたから、私は暫時休憩してこの問題を間違いないか、正しいか、正しくないかやってから討論に入りたいと思いますが、どうでしょう。議長だめですか。すぐ討論に入りますか。

。議長（吉田勇治郎君） 討論に入ります。御質疑なしと認めます。

討 論

。議長（吉田勇治郎君） これより討論に入ります。討論を願いま

す。

。六番（栗原一雄君） 農業委員会に関する定数条例、いわゆる昭和二十九年第八十五号の法律によりますと公選法による定数は十五名と決定されております。

先ほど意見の中にいろいろ質問があつたんですが、いわゆる農委法の第十二条「市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならぬ。」この二号はたいへん問題になっているようでございます。この二号は学識経験を有する者五人以内という、この問題でございすが、この立法化の一つのねらいというものは、各市町村による農業の規模によって任意でかまわない、私はこのように解釈するわけでございます。

もちろん、この二章の農業委員会の設置第三条五項の中には、「その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。」このように規定されております。そういう問題から考えるならば、私は任命権者である市長が三名というものであるならば、私はこの三名でよろしいと、このように解釈するわけでございます。

以上。

。二二番（田村源治郎君） 私は現在農業行政において、現在二十名の農業委員会、その中に学識経験者何名、地方団体推薦何名という農業委員会のひとつの法律的のものがあるわけでございます。それで公選で選ぶのは十五名、学識経験者は地域において三名である、ということに、市から選出は考えているわけで、なぜなら

ば、それはあとが公共団体から、二団体から一名ずつ出すというように県、国の指令が出されているわけです。学識経験者には。だから五名を出すといつても三名しか残っていないわけです。五名と書いてあつても三名しかないわけで、公共団体から二名出すわけで、だから五名出したくても、あとは三名しかない。だから三名市が出すということに対して、これは正しい私は行き方ではなからうかと思ひます。三名を、現在の推薦者を私は推します。

。一二番（藤田益治君） この三名か、五名かという発想の時点を振り返つてみますと、当然この推薦にあつては数回にわたつて全員協議会がなされていると思ひます。

最初の時点で全員が三名という数字を対象にして検討されてきたことと私は確信を持っています。したがひまして、本日ここに至つて全員協議会をもって、これが五名に数字がかわつてくるということ、議事人として、当然必要なものであれば当初の協議会において五名が妥当な線であるという形で、その五名の数字に対して検討なされてから今日に至るのが必然的なものである。私どもはあくまでも、市長が任命権者である、三名という数字がここにだされて、それを慎重に審議して、これが農業振興に対して協議が推薦する妥当な線であるという確信を持った線て今日まで審議がなされてきておると。したがひまして、協議が善意をもちまして、この三名を審議してきたわけであらうかと思ひます。

かような観点から、私はこの三名に対して妥当な線であるということをもちまして討論にかえます。

。議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決を行ないます。渡辺昭夫君、和田一郎君着席願います。

（七番議員渡辺昭夫君、一五番議員和田一郎君着席）

○議長（吉田勇治郎君） 本案に対する辻田 実君他四名から提出出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立少数。よって本案は否決されました。

次に原案について起立により採決いたします。七番議員渡辺昭夫君、一五番議員和田一郎君退席を求めます。

一〇番議員渡辺軍治郎君着席を求めます。

（七番議員渡辺昭夫君、一五番議員和田一郎君退席）

（二〇番議員渡辺軍治郎君着席）

○議長（吉田勇治郎君） 原案については起立により採決いたしました。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって発議案六号は原案のとおり可決されました。

（七番議員渡辺昭夫君、一五番議員和田一郎君着席）

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第六、発議案第七号国鉄内房線ダイ

ヤ編成に関する意見書の提出についてを議題といたします。

（書記朗読）

発議案第七号 国鉄内房線ダイヤ編成に関する意見書の提出に

ついて

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 発議案に対する説明を求めます。

（二四番議員西村真次君登壇）

○二四番（西村真次君） ただいま議題となりました発議案第七号「国鉄内房線ダイヤ編成に関する意見書の提出について」を、発議者として、提案理由を御説明申し上げます。

お手もとに配付の議案に記載してございますとおり、このたびのダイヤ改正によりまして、待望の東京駅乗り入れが実現し、特急の新設によりまして、所要時間の短縮も見られ、また増便もなされ、一面におきましては利用者の利便がはかられておりますことは事実であります。

しかしながら、その反面におきまして、最も利用度の高い時間帯であります館山駅発上り七時、八時台、並びに千葉駅発下り十五時以後の普通急行が廃止されたことに伴いまして、当市からの利用者は料金の高い特急を利用せざるを得ず、従来千葉往復二百円の急行料金が新ダイヤによって八百円という特急料金を負担をしいられる事態を招来しております。

よって、ここに関係当局に対しまして、ダイヤ編成に対し再検討を加えられるよう七名の賛成者を得まして意見書を提出いたしました次第でございます。何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願いの理由の説明といたします。（拍手）

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。何か御発言はございませんか。発言なしと認めます。

委員付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。
— 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって決しました。

閉 会 午後四時閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。

これにて第二回市議会臨時会を閉会いたします。どうも長時間御苦労さまでございました。

○本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名議員の指名
- 一、会期の決定
- 一、報告第三号
- 一、議案第五十四号
- 一、議案第六号、修正案、議案第七号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議会議員

館山市議会議員

吉田勇治郎
辻 貞
鈴木市光

